

タイガーマスクに憧れてプロレスラーを目指しながら、柔道選手としてエリートコースを順調に歩んでいた菊田社長。しかし、人生で初めての挫折。プライドを捨て、格闘家に転身することで、体得した「人生のコツ」とは？世界チャンピオンでもある菊田社長に、「運を味方にする方法」を伺いました。

行動と運 『過ちに気づき反省』し、『苦しくても明るくポジティブ』に、そして『行動する』 Action and Luck この三つがあれば、いくらでも人生は好転できる!

自分は小学生の頃、タイガーマスクに憧れプロレスラーになろうと決めました。小学6年で佐山サトル氏のタイガージムに入門。並行して始めた柔道の大会で幾度か優勝を収め、大学まで全て推薦入学で進学。挫折らしい挫折を知ることはありませんでした。しかし、大学を休学し憧れだったプロレスの道に進むと一転。初めての挫折を経験するに留まらず、19歳から23歳までで三度、プロレスの道は砕かれました。子供の頃からの長年の夢を諦める事を決心し、大学も退学。柔道で当たり前のように人生難なく来た自分は、初めて何も無い自分になってしまい、先が見えない真っ暗闇になってしまいます。

柔道の同期が大学を卒業し普通に良い会社に就職しているのに対し、自分は23歳でアルバイト生活。挫折を知らず、ずっとプライド高く生きて来た自分は、自分が恥ずかしく…。就職も少しは考えましたが、やっぱり子供の頃からのプロレスラーの夢、自分の思いに嘘をついてまで会社勤めはしたくないと覚悟を決めました。どうせ失敗したのなら、プロレスで成功したら出来なかった事をやろうと思い、格闘技を目的にオーストラリアへ。

プロレスラーを志していた自分ですが、格闘技というのは少しジャンルが違って、全く自信のないものでした。しかもその時代の格闘技はとて今のような認知度はなく、何かこの世界で名前を残すなどあまり考えられるものではありませんでした。当然興行的にも厳しく、現役寿命を迎えるであろう40歳まで、アルバイトしながら続けて行くんだらうなと考えていました。

名誉やプライド、お金というものを一切捨てた人生に変わったのです。順風満帆だったレールから脱線し、それまでと全く違う環境に一人、身を置きました。

オーストラリアから帰国後は、アルバイトを見つけ格闘技の練習に励み、その合間に出場費を払いアマチュアの試合に出場。そんな生活の中、運良くプロの資格を早い段階で勝ち取ることができました。時代も自分に味方するように状況が変わり、K-1やPRIDEなど格闘技ブームの中に入り込んだ形となりました。そして、2001年にアラブで行われた寝技世界一決定戦に出場。日本人として初めて優勝することができ、現在の自分の肩書きにもなっています。

人生を振り返ると、少しずつ分かる事が増えていきます。昔は失敗など絶対にしたくなかったのですが、今は違います。もしあの時、プロレスラーになれていたなら、今の格闘家の自分はありません。あの時、「失敗」で、「人生最大の挫折だ」と思ったものが、実は大事なキーポイントだった。あの挫折がなければ、今の自分はない。あの瞬間、挫折と思っていたものは、数年後に実は挫折でなかったと分かるのです。ピンチもチャンスも成功も挫折も全て同じ。もう少し付け加えて言えば、成功も挫折も全て同じにできる枠の中にあるのだ、と確信しました。

しかし、「挫折」を「成功へのキーポイント」に好転させるには条件もあります。早くその『過ちに気づき反省』し、『苦しくても明るくポジティブ』に、そして『行動する』。この三つがあれば、いくらでも人生は好転できると分かりました。中でも『行動』には深い意味があると思っています。もし**覚悟を決め、ポジティブに行動する事が出来たらー。そこに必ず運が味方する。**『行動』した時点で、本当の意味での失敗はないのだと思います。なぜなのかは不思議ですが、過去を振り返るといつもそうでした。やろうと思った目標を仮に達成できなかったとしても、行動する事で、また違う良いものと巡り合える。**行動すれば必ず運が味方に付く。この事を人生で一番学びました。**

人生はずっと続いています。短い期間の『結果』に一喜一憂せず、長い道のりをいつも前向きに行動していけば運の良い人生が開ける、そう実感しています。

現在、私はフランチャイズを含め、いくつかのジムを持っています。そして赤羽ジムで、入会された佐賀さんと出会いました。これも赤羽にジムを作るという行動が運を味方にし、素晴らしい縁を招いたと思っています。これまで自分の中で様々な問題が起きた時、佐賀さんにはいつも相談に乗って頂き、的確なアドバイスの下、何度となく助けられています。佐賀さんの真面目なお人柄、客観的に全体を見る力が優れているので、とても信頼しています。佐賀さんの仕事、プライベート関係なしに誰にでも正直に誠意を持って向き合うという姿勢を見て、自分もそうありたいとも思っています。今回もこういう良い機会を与えて頂き、自分の人生を振り返る事が出来た事をとても感謝しております。 菊田 早苗



GRABAKA g 寝技世界チャンピオン 菊田 早苗氏

GRABAKA主宰。2001年アブダビコンバット世界大会優勝、寝技世界一に。同年9月、パンクラスライトヘビー級王者となる。2002年12月、GRABAKAジムを設立。パンクラス、PRIDE等で何人ものチャンピオンを輩出してきました。現在は都内4か所のジムで選手の育成のみならず、一般向けのクラスも開講。キックボクシング・柔術・柔道・グラップリング・MMA・ムエタイ・ストレッチヨガ・シェイプヨガ・キッズクラス等、様々なメニューが月額定額で通い放題!! 現役プロ選手が丁寧に楽しく指導する。明るいジムとして人気を博しています。女性インストラクターが指導する女性限定キックフィットネスも! 危険性はゼロ。安全を一番考え、無理なく楽しくレッスンをを行います。“減量のプロ”としてダイエットのご相談もお任せ下さい。

- | | |
|--|--|
| GRABAKAジム 練馬
東京都練馬区豊玉北5-15-15 練馬中央ビル3F
TEL.03-5946-9633 mail:grbk1@aol.com 【営業時間】月～日 朝6:00～24:00 | |
| GRABAKAジム 東中野
東京都中野区東中野4-27-26 ビューフラット1F
TEL.03-5348-3092 mail:info@s-std.co.jp 【営業時間】月～日 6:00～25:00 | |
| GRABAKAジム 東村山
東京都東村山市野口町1-16-19 3F
TEL.080-6565-4580 mail:grabakah@gmail.com 【営業時間】10:00～22:30 | |
| GRABAKAジム 赤羽
東京都北区赤羽1-30-1 高栄ビル3F
TEL.03-6454-4506 mail:grbk1@aol.com 【営業時間】平日18:30～23:00 土曜日10:45～17:00 日曜日12:00～15:30 | |
- <http://www.grabaka.com/>

2020 April
4月号
第21号

労使相愛を実現する会
～伝説の社労士事務所と呼ばれたい～
社会保険労務士法人 佐賀事務所
株式会社 佐賀人事総研
TEL.03-5249-3326

01 濃厚接触者も含め「疑わしい者」に対して
ノーワーク・ノーペイの自宅待機命令を出す

02-03 必見! 「団交」虎の巻!
外部労組に負けない交渉の進め方

04 行動と運
運を味方にする方法

発行元：社会保険労務士法人 佐賀事務所 株式会社 佐賀人事総研 赤羽の社労士ブログ <https://ameblo.jp/saga-sr/>

Stop drinking Meter
断酒してから 585 日

Stop smoking Meter
断煙してから 5330 日

覚悟して臨めるのが格好良いし、大人としてのあるべき姿。

皆様、いつもお世話になっております。*
手続きも終え、出発の日を待ちわびていた平壤国際フルマラソン大会。残念ながら、今般の世界的な新型コロナウイルスのため、大会自体が中止になってしまいました。北朝鮮では秋にも同規模の大会が催されるため、肺炎問題の終息を願いつつ、次の「機」を待ちます。

サハラ砂漠250キロマラソンや北極フルマラソン、無謀ともいえる挑戦について「覚悟の程」を問い質される事があります。参加申し込みの際に添付を求められる同意書等が良い例で、要約すれば『生命財産に支障が発生しても、主催者を訴えません』といった『覚悟』を明らかにしなければ参加ができない。サハラなら黄熱病、北極にはクレパスが、北朝鮮では拉致等、それぞれの地に命に係わる危険があり、形式上、同意書の提出はします。しかし、実のところ、「黄熱病に罹っても後悔はない!」「クレパスに落ちて死んでも本望だ」「拉致されたら向こうで頑張る幹部になってやる」といった覚悟が、私には微塵もないのです。あるのは「自分は成し遂げられる」という自信。「まあ、なんとかなるだろう」、そんな根拠の無い自信だけが挑戦の源。正直、不測の事態は一切想定していません。

覚悟して臨めるのが格好良いし、大人としてのあるべき姿。でも、それが出来ない。だから私はストイックさを求め、格闘技や断食、山伏修行(奈良大峰山)、早朝トレ等々を課して自分を錬磨する必要性に駆られているのかもしれない。頭を意識だけでなく潜在意識とも向き合う。50歳目前、人生2周目に差し掛かった今、それが大事だと思っています。

感染による致死率よりも 経済ダメージによる自死率の方が深刻

中国を飛び出した新型コロナウイルスが、世界各地で猛威を振るっています。高温多湿のアフリカでも感染者が出ているので、日本の夏場に猛威が収まる保証はありません。**経済に与えるダメージは東日本大震災より大きい**と言われています。そうすると、感染による致死率よりも経済ダメージによる自死率の方が深刻になります。掘って**本号では、法人<経営者>を守る事を主眼に綴ります。会社が無くなって困るのは国だけでなく、労働者も同じだからです。**

給与の6割を補償しなければいけないのか? 答えはNO!

社内で感染者が出た場合、その者と会話することが可能な距離にあった従業員は皆「濃厚接触者」と定義されます。濃厚接触は高い確率で感染するとされているので自宅待機命令を出す法人が多いと想定されます。安全配慮義務(労契法第5条)の観点からすれば必然の判断。その場合、**自宅待機中の給与はどうか? 労基法第26条(休業手当)の定め通り、給与の6割を補償しなければいけないのか? 答えはNOです。**その理由は、「ノーワーク・ノーペイ」が是認される以下3原則3要件のいずれも満たしているからであります。

<3原則3要件>

- 1) 会社の故意・過失又は信義則上これと同一視すべき事由があるかどうか。
→今のご時世において相当な理由があるのは明白です。
- 2) 事業主の監督又は干渉が不可能な範囲のものであり、事業の外部で発生しものである。
→第一感染者が事業の内部で発生しているのであれば別ですが、そうで無ければ、不可抗力であり事業主の責めに帰すべき事由がないのは明白です。
- 3) 経営者として最大の注意を尽くしても尚、避けることの出来ない休業であること。
→その通りでしょう。

従いまして、**新型コロナウイルスの感染者であれば当然に就業禁止、濃厚接触者も含め「疑わしい者」に対してノーワーク・ノーペイの自宅待機命令を出す!!**

同時に保健所の他、「帰国者・接触者相談センター」や産業医・医療機関に相談して指示を仰ぐことです。先ず間違いなく、どの機関も自宅待機の判断を支持してくれることでしょう。3原則3要件に保健所等のお墨付きが付けば鬼に金棒です。

自宅待機期間中は、年次有給休暇の取得を促すことが実務的な対応なのだと思います。否と云えばノーペイで構わない、それは本人の自由です。残日数が不足している者等については「前付与」等の善処措置を講じるのも一考です。未曾有の有事、売上が立たなければ年次有給休暇の引き当てを当てる事も出来ない、労使双方対等な協業が必要となります。

今度も元気に一緒に飛ばして行きましょう! **佐賀 豊**

必見!“団交”虎の巻!! 外部労組に負けない交渉の進め方

「うちは組合がないから関係ない」。いいえ、自社組合がない会社こそが狙われています！
企業内労組のない中小企業に団体交渉（以下、団交）等の経験や専任の担当者、対応のノウハウがないことに付け込み、解決金を巻き上げ、あわよくば「人事権」や「施設管理権」まで奪おうと画策してきます。



外部労組の事情

現在、日本には企業内労組の他にも、業種や非正規社員等の雇用形態別に特化した多種多様な労働組合が存在しています。そして少子高齢化による労働人口の減少や「若者の組合離れ」に伴い、外部労組もまた、組合員の減少に悩んでいるのが現状。インターネット等を駆使し、なりふり構わぬ組合員の獲得に躍起です。会社から給与を貰いながら労使間の調整を取る企業内組合と異なり、**外部労組にとって「組合員＝収入源」に他ならない**からです。

赤い貴族

労働組合の幹部をそんな風と呼ぶ向きもあります。組合費が一人1万円/月、紛争の解決金から成功報酬として10%～30%の上前を撥ねる等、仕入れも人件費もなく、組合員を増やす程に儲かる、マルチもびっくりの利益率。昨今、世界の耳目を集めたダイヤモンドプリンセス号が検疫のため横浜停泊中に、乗客有志が要望をまとめて厚労省に提出したというニュースが大々的に報じられました。その有志の一人こそ、某ユニオンの幹部ご本人。会社に縛られず豪華客船で海外周遊、そんな外部労組幹部のお財布を支えるのが組合費であり解決金ですから、上から下まで、**組合員の獲得は至上命題**といえます。



「強い者に靡く人」をターゲットに

外部労組は、そのホームページなどで多額の解決金や通した要求の数を大々的にアピールして組合員を集めます。「寄らば大樹の陰」、頼るのなら勢力の大きなものという人に狙いを定めているのです。インターネットや電話での労働相談をきっかけに労組のない企業内に組合員を獲得すると、そこを足掛かりとしてその同僚や部下へ、一人また一人と浸食を試みます。ある顧問先様では、給与の前借や私的なトラブルの解決等で度々社長や上司を頼っていた従業員が外部労組の組合員になったことがわかり、「あんなに“会社を頼りにしている”と聞いていたのに?！」と驚愕した事例も。外部労組は、労使が一蓮托生であることを理解し、協調を大切にするとする企業内労組とは全く別の存在。**彼らの目的はズバリ! 金銭**。マルチや新興宗教のように与しやすい人を狙い、「**労組を“生業”とする職業的プロ集団であることを忘れない**」で下さい。

「団体交渉申入書」で幕開け

外部労組はまず、「団交申入書」を送ってきます。一方的に日時と場所を指定してきますが、**従う義務はありません**。また、自労組に加入した従業員がいることを知らせる「通知書」も添付されますが、全員分の氏名が記載されていることはありません。誰が組合員かわからない状態で、会社側の動揺を誘おうとしているのです。団交が始まればいずれわかるので、この時点では問題ありません。

まれに、労組の人間が集団で申入書を持参することがあります。受け取りを拒否すると「団交拒否」になってしまうので、「受け取らねばお一人で」と代表者だけを入れ、受け取ります。その場で協議を求められても応じる義務はありません。「お預かりして検討し、ご連絡します」でOKです。

回答書を迅速に返す

「団交に応じるが、日時や場所は社内で検討の上、改めて連絡する」旨の書面を送ります。この回答書を待たせると(概ね1ヶ月程度)、団交拒否として労働委員会に救済申立されてしまうので要注意。

日時の指定

回答書の発送日から1～2週間後を目安に設定します。相手は労組で稼ぐプロ、しっかりと準備が必要。しかし、あまり先の日時を指定すると「誠実交渉義務違反」で会社側がペナルティとなります。交渉時間は就業時間外を指定しましょう。就業時間内に行くと、次回以降も就業時間内に行うことを要求してきます。そして就業時間内の組合活動を既成事実化し、団交中の賃金を払えと争点にしてきます。しかし、従業員の団交や組合活動に賃金を支払う義務はありません。やむを得ず就業時間内となった場合は「今回は特別に就業時間内に団交を行うが、今後も就業時間内に行うことを約束するものではない」と事前に申入れます。

場所の指定

団交は組合事務所や会社内で行う義務はありません。しかし、先方は組合事務所か会社内のどちらかを指定してきます。組合事務所では、廊下などに組合員を集めて罵声を浴びせるなど威圧してくることも。かといって、会社内に招き入れると、団交後の居座り等嫌がらせの懸念がありますし、従業員に不安を与えてしまいます。会社近くの貸会議室等、**公共施設を2時間程度予約しましょう**。短いと誠実交渉義務違反とされてしまうので要注意です。

出席者の選定

先方は社長を出せ! といってきます。冷静に考える時間を与えずにその場で決断を求める作戦です。しかし、交渉権限がある社員が出れば社長が出席する義務はありません。人事や総務の責任者と組合員の直属の上司が出席し、「要旨を持ち帰り社内で検討する」と安全マージンを取るのが賢明です。中小企業等で人事権が社長専権の場合、自ら団交に臨まざるを得ません。加えて社労士などを同席させて下さい。先方は当然難色を示しますが、会社側の希望があれば同席させる権利が認められています。数合わせも重要。先方が大勢で押しかけて吊し上げの雰囲気を作られると面倒です。会社側の出席者と同数程度と指定しましょう。

回答書の送付(2回目)

選定した日時や場所を通知します。他には団交申入書に記載された協議項目について、会社側の主張を返し、交渉に応じる態度を示します。また、佐賀事務所では団交開催要件として、**「ビデオカメラ等での可視化」を付け加えています**。一部の労組は拒否してきますが、法的に問題ありません。「可視化」により、人数を頼んで罵倒で押し切る「大衆団交」を防ぎ、双方じっくり紳士的な話し合いを行うことができます。開催場所についても、弊事務所をご提案しています。「合意するまで帰らないぞ!」という組合員の方には、自ら帰りたくなくなるまでじっくりお

驚愕!の「要求書」

「大げさだな」「考えすぎ」と思われるかもしれませんが、ここで、弊事務所が実際に関与した、実在の要求書面をご紹介します。



要求書

労働協約として次のことを締結することを要求する。

記

1. 会社は、組合員であること、組合活動を熱心に行うものあるいは国籍性別などによって労働条件・労働内容などについて差別的取り扱いをしないこと。
 2. 会社は、正当な理由なく団体交渉を拒否したり、その他労働組合法7条にいう「不当労働行為」は一切行わない。また、会社は労働基準法を遵守し、組合の諸要求に対し誠意をもって改善に努めること。
 3. 会社は、組合員の職場転換、身分の変更や解雇、労働条件の変更、または企業内の人員整理などについては、組合と事前に協議し双方合意の上円満に解決すること。
 4. 会社は、毎月の各人の賃金から組合費のチェックオフを行うこと。
 5. 会社は、組合に対し組合事務所の供与、掲示板の設置、連絡のための電話の使用と取次など組合活動に必要な処置として常識的範囲においてこれを認めること。
 6. 会社は、次の組合活動については、就業時間中でもこれを認め、賃金控除はしないこと。
- イ. 団体交渉、集団交渉への参加
- ロ. 組合に定められた支部定期大会、支部臨時大会、分会代表者会議、執行委員会、その他会社に申し入れて会社が認めた場合。

1と2については団交に関する法律を記載しており、要求書にはお決まりの定型文です。しかし3～6については、株主をも凌駕する“経営権の乗っ取り”ともいえる無茶な要求。詳しく解説しますと

3. 社内の人事権を組合の合意なく行使しない。従業員の部署異動や転勤、業務内容の変更などに外部労組の同意が必要という、余りにも呆れた要求です。

4. 外部労組の組合費を会社が従業員の給与から天引きし、振り込むというもの。従業員に対し、外部労組が会社に大きな影響力を持つことをアピールします。

5. 社内において、外部労組用の事務所スペースや掲示板の設置、インフラの使用を認めること。これを認めた場合、組合の同意なく事務所スペースへの踏み入れやインフラの撤去は違法となります。家賃やインフラ使用料も会社が負担した上で、社内に治外法権、会社の権利の及ばない外部労組の大使館を得ようというものです。

6. 就業時間中の組合活動を認め、賃金も支払うこと。人件費を会社が負担して外部労組の活動を支援しろという要求に他なりません。

そもそも、労働者は労働時間中は職務に専念し、他の私的活動を控える「職務専念義務」を有しています。また、企業はその施設の所有権だけでなく、職場環境を良好に保持し、規律のある運営体制を確保するため、その施設を許諾された目的以外に使用してはならない旨を定め、指示、命令することができる権限を有するとする「施設管理万能論」。どちらも最高裁で認められている義務と権利です。この外部労組は、顧問先様に3人組合員がいるというだけで、その義務と権利をひっくり返す不当な要求を法的根拠も義務もないのを承知で突き付けてきました。何も知らずに「団交とはこんなものか」と同意すれば、人事異動もままならず、社内に従業員でもない外部労組員が出入り自由…。そんな状況で健全な経済活動を行えるはずもありません。彼らは“労組”の皮を被った「合法的恐喝」のプロです。企業様は決して**単独で臨まず、『対応のプロ』で対処する必要があります**。御社の有事は、弊所の有事! すぐに佐賀事務所にご連絡下さい。

付き合いできるからです。団交では、ある程度のお土産を持たせて“落としどころ”を探るのが一般的ですが、「盗人に追い銭」を渡すと組合員が更に増える弊害があります。強きに靡く従業員に、会社の断固たる姿勢を示すのも勝ち筋と考えています。

騙されないで!! 団交時の注意点

***どのような書類にも記名押印しない**
「議事録」「覚書」「合意書」「確認書」等々。名称は何でも、内容的に労働協約の様式が整っていれば効力を有します。先方は自分に有利な文書を用意してくるので、どんな書類でも「社内を持ち帰り検討する」と預かるに留めましょう。

*団交議事録を作成する

議事録を作成して先方に送り、こちらの認識を示しましょう。労組側が議事録を送ってきて記名押印を求めることがありますが、絶対に応じないで下さい。先方が作成した議事録の内容が「労働協約」として有効になってしまうからです。「議事録の受取確認が必要」といわれたら、担当者が「本日議事録を受領しました。年月日」と手書きして渡せば十分。相手の用意した受

取書は絶対に使用しないで下さい。

毅然とした態度が重要

確かに彼らは「合法的恐喝」のプロです。しかし、その実態はマイナーな法律である労働組合法に少し詳しいだけ。特別の権限を持っている訳ではありません。「街宣車をまわすぞ」「会社の前でビラをまく」「争議にしてやる」。これらは動揺を誘う手段としての常套句なので気にする必要はありません。彼らの目的は金銭、本音では長期化を望んでいません。実行された場合、不法行為として差し止めの申し立てを行うなど、爾々に対応していきます。

企業は、団体交渉を受ける義務はありますが、労組の要求に同意する義務はありません。労働者が「団結権」「団体交渉権」「争議権」の労働三権を有するのに対して、企業は「業務命令権」「人事権」「施設管理権」の経営三権を有しています。これらは労組と交渉する義務はありません。外部労組の言い分を鵜呑みにせず、**会社の権利を守りましょう!**回答書作成から団交の同席まで、どうぞ、社)佐賀事務所にお任せ下さい!

お困りごと、何でもご相談ください!!



佐賀事務所では、従業員ご本人様の人事労務相談のみならず、配偶者様、お子様他、ご家族皆様の勤務先でのご相談も承ります。

「家族がリストラにあいそう」「子供がバイト先で強制シフトを組まれ、学校に支障が出ている」などお困りごと、何でもご相談ください。

〒115-0045 東京都北区赤羽1-10-1 ショーエービル3F 営業時間/9:00~18:00
TEL.03-5249-3326 FAX.03-3598-1827 定休日/土日祝(※休日対応は個別にご相談ください。)
http://www.saga-sr.com yutaka-saga@mtj.biglobe.ne.jp 赤羽の社労士ブログ→

